

# 学校法人鶴岡学園構内交通規程

(平成10年12月19日 則 第18号)

## (目的)

第1条 この規程は、学校法人鶴岡学園(以下「学園」という。)の構内における自動車、自動二輪車及び原動機付自転車(以下「自動車等」という。)による通勤並びに通学について必要な事項を定め、もって教育・研究の場にふさわしい環境の確保及び構内の交通安全と駐車場の秩序ある使用を図ることを目的とする。

## (入構)

第2条 自動車等を運転して構内に立ち入ること(以下「入構」という。)のできる者は、第3条に規定する駐車場使用許可証(以下「許可証」という。)を受けた者とする。

## (許可)

第3条 入構を希望する者は、あらかじめ次の各号の一により駐車場使用許可の申請を行い、許可証の交付を受けなければならない。

- (1) 職員が通勤のために自家用車を使用する場合は、別に指定する通勤届と共に駐車場使用許可申請(別紙様式1)を総務課に行うこと
- (2) 学生が通学のために自家用車を使用する場合は、学生課に駐車場使用許可申請(別紙様式2)を行うこと

2 前項の許可証は、自動車等の次の箇所に明示し、指定された駐車場に駐車しなければならない。

- ① 自動車 フロントガラス左側の車内
- ② 自動二輪車及び原動機付自転車 ナンバープレートの上部車体

3 許可証の有効期間は、交付を受けた年の年度末までとする。ただし臨時に交付する許可証の有効期間は、その都度定める。

## (申請資格)

第4条 許可証の交付を受けようとする者は、任意の自家用自動車保険に加入し、かつ次の各号の一に該当しなければならない。

- ① 通勤若しくは通学に要する距離が、3キロメートル以上である者
- ② 疾病等により、自動車等による通勤若しくは通学が止むを得ないとする医師の証明のある者

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合は、臨時の駐車場使用許可を与えることがある。

3 駐車場使用許可は、職員及び学生の専用駐車場の収容台数を勘案して行う。

## (遵守事項)

第5条 学園内の自動車等の運転には、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 歩行者及び自転車を優先し、その安全の確保並びに騒音の防止に努めること
- ② 学園内の道路標識及び道路標示に従うこと
- ③ 工事、降雪、除雪等で臨時に指示する事項
- ④ 2昼夜以上の継続する駐車禁止

2 許可証は、他に貸与若しくは、記載事項の書換え等を行ってはならない。

## (違反者に対する措置)

第6条 次に掲げる事項に該当する者には、駐車許可の取消その他必要な措置を講じる。

- ① 許可書を不正に使用した者
- ② 虚偽の申請により許可証の交付を受けた者
- ③ 無許可で駐車した者
- ④ その他この規程の定めに違反する行為をした者

2 許可を取り消された者には、以後の駐車場使用許可申請に対し、許可証の交付は行わない。

(事故の責任)

第7条 構内で発生した自動車等による事故及び自動車等の盗難並びに損傷等に対し、学園は一切の責任を負わない。

(交通規制)

第8条 構内における交通規制、交通安全対策等に関する必要な事項は、その都度定める。

(事務)

第9条 この規程の実施に関する事務は、総務部及び学生部が行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会の議を経て理事長が定める。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年5月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。